



発行所 岡垣町役場 岡垣町長 俵口静江
印刷所 大和印刷所 電話 東郷 27番

目次
1 頁 運動 ..... 1
2 頁 運動 ..... 1
3 頁 運動 ..... 1
4 頁 運動 ..... 1
5 頁 運動 ..... 1
6 頁 運動 ..... 1

あいさつ運動

言葉づかいがよくなればよい
人間関係ができ、よい人間関係
はよい社会をつくる。
新生活運動の目的は住みよい社会
をつくり出す運動でもある。

議会だより

第三回定例町議会を九月十三
日、午前九時四〇分、岡垣町議
会議事堂に招集し、次の議案を
可決した。
議案第六九号
山田校防音工事請負契約につ
いて

一、あいさつの言葉
おはよう、こんにちは、こん
ばんは、
この三つを家庭、地域、学校
職場夫々の場所で交わして頂
きたい。
二、沿革
あいさつ運動は福岡県子ども
会育成連絡協議会が提唱し、
速賀郡婦人会でも夏休みの実
践項目にとりあぐ。

三、運動のすすめ方
1、家庭ではなれるまで親から
子供にあいさつするよう。

施行期間延長に関する決議
満場一致で議決
この議案は、炭鉱職者臨時措
置法の期間延長を五カ年間する
よう法律の一部改正を要望決議
した。
議案第七四号
戦死者慰霊塔建設用地につい
て
満場一致で承認

換気工事四三〇万円也
福岡市 日研設備工業
給排水工事 三三〇万円也
福岡市 日研設備工業
工期 契約の日から、三十九年
三月三〇日まで。
議案第七〇号
行政事務の囑託について
満場一致で承認
この議案は、榎塚の区長、本田
繁光氏を承認した。
議案第七一号
土地(国有地)取得について
満場一致で可決
この議案は、本町都市計画推進
に必要なため、西山田地区、猿
田国有林一〇二林班三八、八二
九陌を買収する事を議決した。
議案第七二号
岡垣町道路線の認定について
満場一致で可決
この議案は、上高倉字大山口の
砂防工事により出来たもので、
延長二七四米、巾員三米を町道
として認定した。
議案第七三号
炭鉱職者緊急就労対策事業
目は、午後六時閉会した。

自衛隊のエンヂニヤへのコース
は中学卒↓自衛隊生徒
あなたが選ぶこのコースはエン
ジニヤへのあなたの夢をスピー
ディに実現します。自衛隊の技
術分野は元氣はつらつとしたみ
なさんを待っています。
自衛隊生徒は自衛隊近代化のた
めに新しい装備の充実と研究開
発に努力しており優秀な装備を
操作する高度の技術能力をもつ
た多くの隊員を必要としていま
す。生徒はこのような観点から
技術部門における初級専門技術
者としての陸海空曹を養成する
制度です。

自衛隊生徒志願案内

(陸上、海上、航空)

◆応募資格

昭和三十九年四月一日現在年令
十五才以上十七才未満(昭和二
十二年四月二日から昭和二十四
年四月一日までの間に生れた者)
の日本国籍を有する男子で学
校教育法に定める中学校を卒業
(昭和三十九年三月卒業見込の
者を含む)した者。

◆受付期間

昭和三十八年九月一日から昭和
三十八年十一月二十日まで

◆志願手続

①志願票一通(六カ月以内に撮
(次頁へ続く))

影した写真添付)  
②受験票一通(志願票と同じ写真を添付)

◆試験

- 第一次試験
- ①期日 昭和三十八年十二月一日
- ②科目 国語、数学、理科、社会、英語
- 第二次試験
- ①期日 昭和三十八年十二月二十二日
- ②科目 口述試験、身体検査、適性検査、第二次試験は第一次試験合格者についてのみ行

います。

◆身体検査の合格基準

- ①身長 十六才未満一五〇cm以上十七才未満一五二cm以上
  - ②胸囲、身長に同じ均整のとれた胸囲及び体重 (身長一五二cm以上の場合胸囲七四cm以上体重四三kg以上)
  - ③視力 各眼の視力が眼鏡をかけるだけで一、〇以上
- その他詳細な事項は総務課に御問合せ下さい。

基本選挙人名簿

九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿に登載の選挙資格調査申告表を洩れなく提出しましょう。

選挙資格があっても、選挙人名簿にのっていないければ投票することが出来ません。

岡垣町社会福祉協議会へ香典返しとして寄附

- 岡垣町吉木 故門司文雄氏(六十四才) 昭和三十八年八月二十三日没 香典返しとして 門司文敏氏より寄附
- 岡垣町高倉 故大庭実氏(四十六才) 昭和三十八年八月二十四日没 香典返しとして 大庭美知子氏より寄附
- 岡垣町東松原 故山本シメ氏(七十七才) 昭和三十八年二月二十日没 香典返しとして 山本三郎氏より寄附

法の日

十月一日は法の日です。「法の日」は国をあげて法を尊重し基本的人権をまもり、社会秩序を維持するために定められたものです。

民主主義の生命は、個人の自由にあります。その自由は自然的自由ではなく、法のもとにおける自由でなければなりません。

ん。

さらに、民主主義国家における法は、個人の自由をたんに隣人の侵害から保障するだけでなく、国家権力の不当な行使に対して、個人の自由を保障する任務をもっています。

また、法はいかなる暴力をもゆるしませんし、悪法であることとを主張して、暴力を正当化するようなことも許されません。したがって、悪法を理由に不服従が正当であるという理論はなりたちません。

わが国の民主主義が強固な根を張り、政治、経済、文化などあらゆる面において繁栄し、国際社会における信頼と、尊敬とを得るための基礎として、法の日を、国民全体が理解したい。

ブルを借るには

県機械公社で

果樹園や牧野を開拓したり、土地改良で深耕する場合、なくてはならないのがブルドーザーやトラクターなどの大型機械です。

ところが二、三百万円もする

機械を農家が備えつけることはとてもできません。そこで県が金を出して、この機械を買い、必要に応じて、農家や農協に貸す制度がつけられています。これが昭和三五年、県と農業団体と

住民登録のいっせい 調査が行なわれます

この調査は住民登録法に基づいて行なわれるもので、登録することによって住民の居住関係を明らかにし、日常生活の利便を図ろうとするものです。

従来から住民登録は行なわれておったのですがとく忘れがちとなり、登録されないままにまた住所がなくとも登録したままになっていたりすることが見受けられますので、この調査をして正確な住民基本台帳をつくるためです。

いつ調査するのか

十月一日現在で、十月一日より十日までの間に調査しますから御協力下さい。

正しい登録 明るい社会

囲碁大会

九月一日波津海水浴場の妙見屋で、公民館主催の囲碁大会を催す。参加者は芦屋町からの応援も入れて三十人ばかり。

隣の中国では碁を国技として奨励しているのは御承知のとおりですが、来年からは下級者も大いに利用されることを切望する。

成績左の通り

A級 (四級以上の部)

- 一等 二葉(菅屋) 三段
- 二 高倉忠吉 二級
- 三 小今井永一 初段
- 四 高山 弘 三級
- 五 野満子之喜 四級

B級 (五級以下の部)

- 一等 加藤三郎 六級
- 二 広渡 勉 六級
- 三 竹井農起 八級
- 四 田原喜社 八級
- 五 花田 清 五級

で作られた財団法人、福岡県農業機械公社です。

現在、ブルドーザー十三台、ショベル二台、深耕用トラクター十五台が備えられ、①山林、原野の開墾 ②農地の区画整理 ③林道、農道の造成 ④土壌の深耕、整地などを行ないます。仕事をたのむ場合は

福岡市薬院堀端、町村会館内に申し込んで下さい。(電話⑥〇四三五)

係員が現地を調べて、料金や工事日程等について相談にきます。料金は、作業場所や、土の量で異なるが、山林開拓地で、十アール(一反)当り一万三千円程度です。くわしいことは役場農振課におたずね下さい。

### 岡垣町無料巡回生活相談実施要領

主催 遠賀福祉事務所  
 遠賀郡社会福祉協議会  
 共催 岡垣町  
 岡垣町社会福祉協議会

料金一切無料

#### 一、目的

日常生活の中に就職、内職、子供の問題、としよりの問題、金銭の貸借や、土地、家屋の問題、家庭内のいざこざ等々、ずいぶんといろいろな問題で自分だけはなんとも解決のめどが立たず、そうかといって他人でこれらの問題を打ちあけて相談する適当な人もなく一人で心配のみしている人がずいぶん多いと思われれます。このように心配事のある人々に生活の不安や、心配事をそれぞれ専門家の適切な指導と助言、援護によって解決し安心して働き、生活していくるようにする事によって、その地域社会の福祉の増進を図ることを目的として、この巡回相談を実施します。

#### 四、相談内容

##### 一、生活相談

- 1、更生相談、生活保護世帯の更生相談、老人及び母子世帯の生活に対する相談と指導
- 2、児童保護関係、子供のしつけ、肢体不自由児、精神薄弱児、問題児童の相談等
- 3、身体障害者関係、障害手帳、更生医療補装具の支給修理、職業指導の相談等
- 4、家庭紛争関係、家庭内の不和、結婚、生活指導の相談

##### 二、生業相談

- 1、就職関係、職業のあっせん、失業保険金の相談等
- 2、内職関係、各種の家屋内における内職のあっせん相談等
- 3、生業資金、母子福祉資金世帯更生資金、奨学資金の貸付、申込相談等

##### 三、法律相談

- 1、民事、人件関係、家事（親子、姑と嫁、夫婦問題、離婚問題）、借地、借家、戸籍、登記等一般民事と人権の相談、指導
- 2、年金保険関係、老令年金、障害年金、母子福祉年金、日傭労働者健康保険、厚生年金保険、健康保険等の受給、変更相談指導

#### 三、相談担当の機関

- (順序不同)
- 福岡法務局小倉支局
  - 福岡中央児童相談所
  - 八幡社会保険出張所
  - 八幡公共職業安定所
  - 福岡県内職センター
  - 福岡県遠賀福祉事務所
  - 遠賀郡社会福祉協議会

#### 二、実施の日時と場所

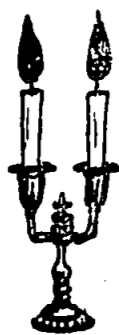
日時 九月二十五日  
 自午前十時 至午後四時

場所 岡垣中学校講堂

受付時間

自午前九時半 至午後三時

### 明るい話題



八月号に新生活運動とは結局は人づくり運動であることを述べ、七月号には、小さな親切運動について掲載したが、読んでもらったのだろう。

公共の場所は、紙くづ等ちら

かりやすい。海老津郵便局も同様、来客が多いのでつい窓口の下は紙くづを捨てる、煙草の吸殻をふみ消す。ごみはたまる一方で、一度落したものを拾うのは身がけがされるとも思うのか、ついぞかたづけしてやる人はな

ったが、九月一日県下一斉清掃日、帚がなかったので、紙くづ等を拾い掃除して、名前も告げず立ち去った御婦人現る。局員は涙の出る程うれしがり、調査した結果、吉木倉丸、本田タマエさんと判り早速御礼状を出す。

八月中旬中部九州をおそった豪雨は幾多の被害をもたらしたが、八月十七日の集中豪雨で秘境五木村がおし流されたのは御承知の通りですが、東山田区は或る方の助議で、五木村に見舞品を送ろうと万場一致で申し合せ、協議の結果、子供の着物に不自由しているのを知り、各戸から不用衣類を持ちより、五木

### 新生活運動の

### 岡垣町実践項目

新生活運動でとり上げる項目は無数にある。然しどれもこれも手をつけるわけにはいかない。岡垣町の公民館運営審議会では次の項目を昭和三十八年度の実践目標に決める。

もともと新生活運動は住民自らが、その土地にあった必要なものを自分達で決め、それを実践すべきもので、役場で決めおしつけるものではないのだが、一部では或る程度目標を示さないから動きがとれないとの声もあるのが掲載します。

尚区長会議でもこの項目をやりぬこうと決議されています。

#### 岡垣町実践項目

昭和三十八年度新生活運動

一、豊かな家庭をきつこう

(家庭づくり) 推進策

- 1、家庭の人間関係を改善しよう。
- ①、家庭話しあいにより、家族相互の理解を深める。
- ②、家庭の教育的環境を整える。
- ③、家庭生活の目標を設定しみんな協力しあう。

二、住みよい社会をつくる  
 (社会づくり) 推進策

村長宛発送す。

X

新生活運動の岡垣の実践項目「ちらかさない」「かたづけよう」運動に、岡垣町婦人会、全青年団の実践はすばらしい。

七月青年団員が大島に行きキャンプした時も、九月保育園を借りダンスの練習をした時も、後ちゃんとかたづけ、ふき掃除までして帰る。

九月八日の青年団運動会には閉会式前に「清掃」のプログラムをちゃんと設け、団員全部で後かたづけをしている。

九月九日婦人会が弁当持参で平尾台見学した時も、後ちゃんはとかたづいていた。

#### 新生活運動の

1、社会環境を美化しよう。

①、九月一日からの全町一斉早朝清掃を徹底させよう。

2、集団生活を高めよう。

①、団体の年間努力目標や実施計画の中に「新生活運動」をとりあげる。

②、「ちらかさない」「かたづけよう」運動を諸集会のプログラムに入れる。

③、団体の視察、見学旅行等の場合「ちらかさない」「かたづけよう」運動を実践事項とする。

④ あいさつ運動を推進拡大する。

### 早朝清掃日の結果について

九月一日県下一斉早朝清掃が実施されたので朝六時半から、町長に同伴しジープで岡垣中を見てもわる。どこも協力して頂き相当成果が上り感謝にたえません。特に上海老津の如きは、壮年団、婦人会、青年団、子供会、老人会と夫々部署を決め、紙幟を立て、三〇〇人の方が、朝六時半集合、区長さんの趣旨説明により作業開始

(次頁へ続く)

七時半まで一時間、広場の清掃  
 整地、側溝掃除等に励んでおら  
 れた。  
 又新海老津、東海老津のように  
 区自体で印刷物を配り、主旨の  
 説明と役割の徹底を図られたと  
 ころもある。

盍し、新生活運動は生活者自  
 身の生活向上運動であります。  
 住民自らが考え、お互いの問題  
 を出し合い、話し合い、みんな  
 で計画し、実行しようとする民  
 間運動です。

役場がいうからやらじゃなるま  
 いというが如き、下請的官制運  
 動であってはならない筈です。  
 その為主旨の徹底は十分考えて  
 頂きたい。

早朝清掃にしても、物的成果  
 は上っていても主旨が徹底せず  
 になされた作業は、効果は半分  
 以下というべきでしょう。

八月二六日区長さんや各界の  
 代表者寄って頂き打合せをした  
 が、約半数が欠席、その後実施  
 計画書を出してもらったが、そ  
 れも半数しか出ていないので、  
 全町の様子は分りかねるが、今  
 後とも継続をお願いします。  
 (才一日曜日の早朝雨天の場合  
 は才二日曜日に延期のこと)



上海老津広場清掃

### 町内学校教員異動

九月一日付で左の先生方異動  
 内浦小学校教頭小林和寿先生、  
 水巻町小小学校教頭へ。  
 山田小学校教頭安部欽一郎先生  
 内浦小学校教頭へ  
 岡垣中学校講師西島ケイ子先生  
 山田小学校教諭へ

安部欽一郎先生後任に  
 講師古池国雄先生新任  
 病気休職中の岡中花田常雄先生  
 病気回復され九月一六日復職

## ねずみ駆除について

ねずみは、九月頃から十月と  
 三月から六月頃にかけてよく繁  
 殖します。ねずみ算と云われて  
 いるように一対のねずみが年間  
 に一、五〇〇匹になるといわれ  
 ています。このようなねずみは  
 水稲、麦、イモ類等をはじめ、  
 植林した若木の芽や根元を食い  
 荒したり、漁網などを食い破り  
 被害を与えています。年間一  
 、〇〇〇億円以上の被害がある  
 と推定されています。又ワイル  
 病や、小児マヒ、赤痢等の伝染  
 病を媒介します。

我々の日常生活に極めて身近  
 かであり、被害は莫大でありな  
 がら、直接的に苦痛が少ない為  
 ねずみ駆除をされない人が多い  
 ように見受けれます。

ねずみの害を直視し、一匹のこ  
 らず駆除していただきたいと思  
 います。

### (イ)ねずみの習性

夜間活動性の動物といわれ、感  
 覚器官が非常に発達しています  
 特に耳、鼻、眼が鋭敏で、鼻に  
 よる触覚が鋭い。よく壁に接し  
 て走る。暗黒な場所を走れるの  
 は長い波長の光に対する視覚の  
 鋭敏さと口鬚の触覚、色彩に対  
 しては色盲。

巣は食物と水の便利な場所に作  
 る。通路はほとんど一定し自分  
 の棲む巣から始終行動するが、  
 出口で首だけ出して敵を見届け  
 て一気に次の物陰まで走る。そ  
 こで様子を伺って又行動する。  
 ねずみの跳躍力は家ねずみで  
 高さ一メートル、横一、五メー  
 トル、傾面は八〇度位一気に登  
 る。針金の上を通ることもでき  
 る。川は一五〇メートル内外泳  
 ぐ。ねずみの種類は三〇種発見  
 されていますが、種類によって  
 習性が異なります。

### (ロ)ねずみの食性

日本と外国とは人間の生活様

### 運動会

九月二九日 岡垣中学校  
 十月六日 町内各小学校

式が違う為、好む食餌も異り、  
 棲息環境等で餌も異なるが一般に  
 植物性のものを好む。甘藷、パ  
 ン、油揚、南瓜の種子、米麦、  
 どうもろこし、大根、馬鈴薯、  
 人参等でコショウも食べる。動  
 物性のものはバター、チーズを  
 好み、ミミズも食べる。一般に  
 海草類、コンニャクは嫌い。食  
 べ方は少量ずつ食べ、巣に貯蔵  
 することもありますがほとんど  
 が無駄にかじっている。貧食性  
 に弱く絶食すれば七〇時間で完  
 全に死ぬ。

このような習性等を知った上  
 で駆除をします。

### (ハ)駆除方法

(イ)予備調査  
 巣や通路を調べる。生活行動範  
 囲の調査、種類を調べる、どの  
 ような餌を好むか調べる。

(ロ)環境的駆除  
 食品をねずみの入らぬように戸  
 棚などに入れ、米びつ等を金属  
 性にして蓋を完全にする。残飯  
 や食物を完全に処理し、溝を清  
 掃する。天井裏や、物置などを  
 清掃し、巣を除き、孔をふさぐ

(ハ)機械的駆除  
 ねずみの通路等にねずみ取機を  
 置く。

(ニ)自然的駆除  
 ねこのような天敵を利用して駆  
 除する。

(ホ)化学的駆除  
 好む餌に薬剤をまぜて通路より  
 三〇センチ離れた処や、よく出  
 てくる処に置く、この場合、小  
 さいものを数多く置くと。  
 薬剤はねずみの好む餌にまぜて  
 使用する方法和、製薬会社で一  
 般に好餌をまぜたものを使用す  
 る方法と二つあります。

普通は手間のかからないそのま  
 ま使用する薬で駆除をしていま  
 す。

クマリン系、黄燐、亜鉛、醋酸  
 等をもとにした駆除薬が有りま  
 す。このような薬の中に入れて  
 ある餌は一般にねずみの好む

ものが入れてありますので地域  
 的に食べないことがあります。  
 完全なねずみ駆除は自分の内で  
 ねずみが一番好む餌に薬をまぜ  
 て使用することが最もよい方法  
 です。この場合、まぜる薬によ  
 って有害のものがありますので  
 役場住民課に問合わせ下さい。

## インフルエンザ について

(イ)流行……毎年十二月から  
 三月頃にかけて流行してい  
 ます。昭和三十二年、三十五  
 年に大流行をして、昨年の春  
 は今までにない流行をしてい  
 ます。年令的には全年令に及  
 びますが、乳幼児、老人の場  
 合は肺炎、気管支炎のため、  
 死亡することが多くみられま  
 す。

### (ロ)どうしてうつるか

インフルエンザウイルスに感  
 染して起きます。ウイルスは  
 A1、A2、B・C型があり  
 ますが、主にA2、B型が流  
 行しています。インフルエン  
 ザは人から人に伝染する病気  
 でウイルスは感染者の口や鼻  
 の分泌物のなかにあり、感染  
 者の唾や、くしゃみ、せきに  
 よる飛沫感染によりますが、  
 器物や、空気伝染もします。

### (ハ)予防……ウイルスの出入

口は口と鼻に限られています  
 ので、マスクやうがいを励行  
 し、患者は必ずマスクをする  
 こと、発病を防ぐには、被服  
 採暖、栄養に十分注意し、過  
 労や、不衛生を避けて休養を  
 とり、身体の抵抗力を増進さ  
 せること。

予防接種は流行の前に行ける  
 必要があります。インフルエ  
 ンザは早く広がり、ワクチン  
 の効果は接種後七日までは生  
 じないので、流行時に接種し  
 ても効果がありません。特に  
 乳幼児、老人、結核患者は必  
 ず受けていただきたいと思ひ  
 ます。ワクチンは鶏卵培養で  
 作られているので鶏卵に対す  
 (次頁へ続く)

る特異体質の人や、熱のある病氣にかよっている者、心臓腎臓等の内臓の異状のある者糖尿病や、脚氣、妊娠七カ月以上の者は接種をうけられませぬ。接種後注射の局所が発赤、腫れ、疼痛等起ることがありますが、二三日でなお

ります。インフルエンザにかかった時は早く医師の診断を受け、療養しなければなりません、患者の使用したものは、消毒する必要があります。お互い協力しあって流行を防ぎ度いと思ひます。

## 郡民体育大会

八月二十五日、遠賀中学校を中心に水巻等で、第四回遠賀郡民体育大会が開かる。岡垣町からも陸上競技等八種目に亘り、二百名の人が出場する。

総合得点では惜しくも三位になったが、夫々の部では、大いに岡垣町の気概を示す。

男子八百米リレー 一位  
 剣道一般の部 一位  
 軟式野球 一位  
 個人の部  
 入江東樹 四百米競走 一位  
 占部照子 女子砲丸投 一位  
 竹井農起 剣道三段以下一位  
 松丸成政 剣道四段以上一位



婦人会マスケーム

## 青年体育大会

心配された天候にも恵まれ、九月八日、岡中のグラウンドで若い血潮をたぎらせて青年の運動会。若い意気を示す。

成績 (一位のみ掲載)  
 男子百米競走 二村 正英  
 二百米 宮内日出男  
 四百米 入江 東樹  
 八百リレー 内浦チーム  
 走巾跳 宮内日出男  
 走高跳 広渡 忠義  
 三段跳 宮内日出男  
 砲丸投 田島 直揮  
 一五百米競走 入江東樹  
 五千米 入江 東樹  
 一万千米 二村 正英

総合優賞  
 男子 糠塚チーム  
 女子 波津チーム  
 一種優勝 男子 内浦チーム  
 女子 波津チーム  
 二種優勝 男子 内浦チーム  
 女子 波津チーム  
 三種優勝 男子 糠塚チーム

女子六〇米 刀根 幸子  
 百米 刀根 侑子  
 四百米リレー 波津チーム  
 走巾跳 刀根 幸子  
 走高跳 野田 悦子  
 砲丸投 石田トヲエ

## 石祠をたずねて

湯川の先、遠賀郡と宗像郡の郡界、深浜の上に小高い山がある。その北岸は浪に洗われ、断崖になり、下には大きな空洞が

出来ている。その頂上に波津と鐘崎の漁区境界基点の御影石が建ち、その横に写真の石の祠がある。(高

さ六・七十程位)

その表と裏に字が刻んであるが、年月が経っているので、全然見えない字もあるのと、漢文で書いてある



来た。あゝ何と水神の徳の偉大なことだろう。」と遠賀郡誌にも嘉永五年の夏は早魃と著してあるが、九州全域が全国的の早魃だったわかからず、又前記の祈禱でどの範囲まで雨がふったのか分らないが石祠の裏に著されている。龍照院、金龍院、快教院、安道院——修験中が建立された点からみると、相当広範囲の地域から寄って祈禱し、広範囲に亘って雨が降っただろうことが想像される。

「嘉永五年の夏(一八五二年)二月にまたがって雨が降らず早魃甚だし。それで修験者(山伏)の人がよって、ここに、祭壇を設け、お祈りをする。三日で靈験あらわれ、大雨が降る。それで有志の者が寄ってうやうやしく石の祠を建て、末永く龍神(水の神)を祭る所とした。思うにお祈りに応じて雨が降り枯れた苗もたちまち生々として

## ビタミンの知識

ビタミンは大別して  
 一、身体の成長発育を促す。  
 二、病氣への抵抗力を高める。  
 三、新陳代謝をととのえる等の働きをする。

ビタミンが不足すると大体次のような症状が現われる。  
 △はビタミンを含む食品

### ① ビタミンA

発育がとまる。トリ目にかか  
 る。皮膚がかさかさになる。  
 抵抗力が弱くなる。  
 △肝臓、うなぎ、肝油、濃色野菜

### ② ビタミンB1

からだがだるい。ねむ気がす

る。脚気になる。むくみがく  
 る。  
 △はい芽、雑穀、大豆、酵母

### ③ ビタミンB2

発育がとまる食慾がへる。口  
 角炎、皮ふ炎  
 △煮干し。ミルク、野菜

### ④ ビタミンC

皮下出血する。はぐきから出  
 血する。壊血病になる。  
 △野菜、果物

### ⑤ ビタミンD

歯の発育が悪くなる。骨が軟  
 化しセムシになる。  
 △干し椎茸、肝臓、肝油、卵黄  
 バター

## 孝子助六の碑

助六さんの家は、内浦海蔵寺に  
 あったが、家に田畑がなく非  
 常に貧乏だったので、若い頃か  
 ら農家に奉公してお母さんを養  
 う。

助六さんは生れつき孝行者で  
 勤務先に暇がなくても、お母さ

んが元気かどうか、日に三回は  
 見に帰る。それで内浦か、隣部  
 落でないと奉公しなかった。  
 主人に仕えるにも忠実で、怠  
 けるようなことは決してなく、  
 お母さんの見舞に帰るにも、昼

(次頁へ続く)

休みや、煙草のみの時を利用して  
何ら仕事に不都合なことはなく  
若し病気で休んだりすると別の  
休日に出て穴うめをした。

結婚をすると、お母さんに仕  
える邪魔になると、一生結婚せ  
ず、兄弟がないのでお母さん一  
人居らせることが心配で、一晩  
も家をあげたことがない。若し  
主人から夜なべの仕事をお願い  
けられると、家に持って帰って  
仕上げ、明朝早く主人に納めた  
又その仕上げが同僚のよりも特  
別念が入っており、主人はいつ  
もよるこんでいた。

助六さんの孝行は知れ渡り、  
部落の者も遠方へは使いにやら  
ず、夜の出入に助六さんが当っ  
た時等は代ってやった。

助六さんも年をとると、年奉公  
をやめ、賃仕事に出たり、葛  
わらび、山芋等を掘って売り、  
それで米を買い、お母さんには  
米飯を食べさせ、自分は葛の根  
や青菜等を食べた。

この孝行が福岡の黒田公にき  
こえ、延享四年、お母さんが九  
十九才の時)から毎年五俵ずつ

お母さんが亡くなられるまで米  
を賜る。

お母さんは寛延三年九月七日  
(二一三年前)百二才で亡くな  
られる。お母さんの病氣中はそ  
の看病に全精力を尽し、少しば  
かりの家財道具もことごとく売  
り払い、手厚い供養をされた。  
そのことが又黒田公にきこえ、  
米五俵を褒美に賜る。  
助六さんは明和八年十一月十  
四日、(一九二年前)九六才で  
なくなられた。

お母さんが百二才、助六さん  
が九六才という昔にしては大変  
長寿だったが、一説には鶯の井  
という井戸の水をつかっておら  
れたからといわれる。鶯の井は  
海蔵寺の門下左側にあるが、今  
は竹藪に覆われている。

写真は竹藪の中にあつたお母  
さん(松屋寿星禅尼)助六さん  
(雲峰自休信士)の墓を、大正  
四年、海蔵寺境内に改葬したも  
の。

内浦小学校門前には孝子助六  
母子の碑が建っている。



孝子助六の碑

### 戦傷病者戦没者遺族等援護 法の一部を改正する法律の 施行について

今次第四三回国会において成立  
した戦傷病者戦没者遺族等援護  
法等の一部を改正する法律(以  
下「改正法」という)は別添(1)  
のとおり、昭和三十八年四月一  
日法律第七四号をもって公布さ  
れ、また、これに伴う戦傷病者  
戦没者遺族等援護法施行令等の  
一部を改正する政令という(戦  
傷病者戦没者遺族等援護法施行  
規則及び未帰還者留守家族等  
援護法施行規則の一部を改正す

る省令、及び戦傷病者戦没者遺  
族等援護法施行事務取扱規程の  
一部を改正する訓令は、別添(2)  
別添(3)及び別添(4)のとおり、本  
日政令第一五七号、厚生省令第  
一九号及び厚生省訓第一七号を  
もってそれぞれ公布され、これ  
により、戦傷病者戦没者遺族等  
援護法(昭和二十七年法律第一  
二七号以下「遺族援護法」とい  
う)戦傷病者戦没者遺族等援護  
法施行令(昭和二十七年政令第

### 昭和三十八年度 八十八才以上高令者名簿

住所	氏名	年令	世主名
戸切	石田	イヨ	九六 石田延雄
吉木	清水	ハツ	九二 原田悦人
高倉	早苗	太郎	九一 早苗徳次
原	安部	トミ	九一 安部 喬
高倉	苑田	茂丸	九一 苑田茂丸
戸切	筑紫	キサノ	九〇 筑紫英門
戸切	大村	太郎	九〇 大村太郎
糠塚	田中	ユキ	八九 田中 潤
新海老津	大森	タカ	八九 榎高 栄
糠塚	二村	ナカ	八九 二村 柳郎
戸切	竹石	儀太郎	八九 竹石 儀男
原	田原	トキ	八九 田原 政夫
海老津	木原	ヒサ	八九 木原 義男
波津	太田	麻太郎	八八 太田 竹一
野間	一色	円明	八八 一色 円明
手野	俵口	末吉	八八 俵口 慎

一四三号以下「遺族援護法施行  
令」という)戦傷病者戦没者遺  
族等援護法施行規則(昭和二十  
七年厚生省令第一六号)及び戦  
傷病者戦没者遺族等援護法施行  
事務取扱規定(昭和二十七年厚  
生省訓第一八号)については昭  
和三十八年十月一日から未帰還  
者留守家族等援護法(昭和二十  
八年法律第一六一号以下「留守  
家族援護法」という)未帰還者  
留守家族等援護法施行令(昭和  
二十八年政令第一二二号)及び  
未帰還者留守家族等援護法施行  
規則(昭和二十八年厚生省令第  
四二二号)並びに未帰還者に関す  
る特別措置法(昭和三十四年法  
律第三四号法律第七号。以下「  
未帰還者特別措置法」という。  
)及び未帰還者に関する特別措  
置法施行令(昭和三十四年政令  
第五一号)については公布の日  
から、それぞれ改正されること  
となった。これらの法律の改正  
は、いずれも長年にわたり、懸  
案となっていた事項に係るもの  
であつて、その施行が適切に行  
なされるか、否かは戦傷病者、  
戦没者遺族、未帰還者留守家族  
等に多大の関係を有するもので  
あるから、特に左記事項に留意  
のうえ該当者は役場民生課に於  
て手続きをとって下さい。

#### 第一改正の主要事項

- 1、準軍人の父母に対する遺  
族給与金の支給条件を軍人  
軍属の父母に対する遺族年  
金の支給条件と同様に改め  
たこと
- 2、準軍属の遺族に対す遺族給  
与金の支給期間は五年間と  
制限されていたが、この制  
限を撤廃し、遺族給与金を  
年金としたこと
- 3、準軍属に対する障害年金、  
遺族給与金等の支給事由に  
係る戦時災害の要件を撤廃  
したこと
- 4、もとの陸軍又は海軍の指揮  
監督のもとにあつて事実上  
軍人軍属と同様の勤務にも  
つばら従事していた南滿洲  
鉄道株式会社職員の遺  
族援護法上軍属として処遇  
することとしたこと
- 5、本邦等の戦地でない区域に  
勤務していたものと陸軍又  
は海軍の有給軍属を準軍属  
とし、これらの者のうち旧  
令による共済組合等からの  
年金受給者のための特別措  
置法(以下「旧令共済特別  
置法」という)による年金  
を受けられないものに対し  
障害年金又は遺族給与金及  
び弔慰金を支給することと  
したこと
- 6、軍属の在職期間に関する戦  
地の区域及びその期間を拡  
大したこと
- 7、勤務に関連する傷病により  
昭和十六年十二月八日以後  
死亡した軍人軍属又は軍人  
軍属であつた者の遺族に支  
給する特別弔慰金について  
その死亡が、在職中又は退  
職後一年(結核性疾患及び  
精神病については三年)以  
内の場合に限るとの要件を  
退職後二年(結核性疾患及  
び精神病については六年)  
に緩和したこと
- 8、引続き一年以上入院して療  
養の給付を受けている患者  
のうち、増加恩給等の支給  
を受けられないものに対し  
療養手当として月額二、〇  
〇〇円を支給することとし  
たこと
- 9、外地において過ぐる大戦に  
関連して消息不明となつた  
一般邦人のうち現在未帰還  
者特別措置法の対象とされ  
ていないものを新たに同法  
の対象に加え、これらの者  
についても戦時死亡宣告の  
申立てを行なうことができ  
るようにしたこと